



国土交通省中国地方整備局
山口河川国道事務所

平成29年 1月12日

お知らせ

資料提供先

山口県政記者クラブ
山口県政記者会
山口県政滝町記者クラブ
山口市政記者クラブ
防府記者クラブ
防府市政クラブ

佐波川の資源を有効活用してください

河川内の竹木を自ら伐採して活用される方を募集します

河川内の竹木は、通常は山口河川国道事務所が計画的に伐採し焼却等の処分をしていますが、このたび自ら伐採して自由に活用していただける方を募集します。

これにより、資源の有効活用が図られるとともに、処分コストの軽減を図ります。

●募集の概要

- 募集期間：平成29年 1月16日(月)～平成29年 1月 30日(月)
- 伐採箇所：山口県山口市徳地伊賀地西大津地先(別図のとおり)
- 伐採樹種：主に竹、ほかに樹木(ヤナギ等)
- 伐採区画：幅10m、延長350m
- 伐採期間：平成29年 2月 8日(水)～平成29年 2月28日(火)まで
- 募集対象：個人および法人

※「山口河川国道事務所管内河川区域内竹木伐採公募説明書」については、1月16日以降に山口河川国道事務所のホームページをご覧ください。
(事務所HPアドレス：<http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/>)

■問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所

副 所 長 (河川担当) ともざわ しんいち 友沢 晋一

【担 当】河川管理課長 やまさき たかひろ 山崎 隆洋

電話番号 (0835) 22-1890 (内線331)

【広報担当】計画課長

よしだ まさと 吉田 真人

山口河川国道事務所ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/>

応募から伐採までの流れ

- ①「応募受付期間」… 平成29年 1月16日(月)～平成29年 1月30日(月)
- ②「募集要項」… 山口河川国道事務所管内河川区域内竹木伐採公募説明書
- ③「選定の通知」… 平成29年 2月1日(水)
- ④「許可申請書の提出」… 河川法第25条に基づく手続き
- ⑤「許可書の発行」… 河川法第25条の許可
- ⑥「伐採作業」… 河川法第25条の許可条件により作業
- ⑦「伐採期間」… 平成29年 2月 8日(水)～平成29年 2月28日(火)まで

別図「竹木等伐採予定箇所図」



竹木採取者公募の公示

平成29年 1月16日

国土交通省中国地方整備局
山口河川国道事務所長 廣川 誠一

次のとおり、「山口河川国道事務所管内河川区域内竹木伐採」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称:山口河川国道事務所管内河川区域内竹木伐採

2. 公募内容:河川内支障竹木の伐採・搬出
(採取区域等は公募説明書のとおり)

3. 採取時期
平成29年 2月 8日(水)～平成29年 2月28日(火)まで

4. 採取場所
山口県山口市徳地伊賀地西大津地先
(佐波川 右岸 河川敷)

5. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ① 自ら竹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 暴力団の構成員でないこと。

【法人の場合】

- ① 自ら竹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。

- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 手続き等

① 提出書類

公募説明書に添付の応募様式郵送、FAX、メール等により提出すること。

② 提出期限

平成29年 1月30日(月)まで

受付時間:9:00~17:00(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)

③ 提出先・問い合わせ先

〒747-8585 山口県防府市国衙1-10-20

国土交通省中国地方整備局

山口河川国道事務所 河川管理課 (専門職または河川管理係長)

電話 0835-22-1890

FAX 0835-22-6705

メール yamaguchi@cgr.mlit.go.jp

7. 許可手続

本竹木採取に選定された者は、当該竹木の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請をする必要がある。

8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件等があると判断した者を採取者として選定する。なお、選定は原則先着順とし、応募者数が多数の場合は選定されない場合がある。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

9. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。
- ⑥ その他の詳細は公募説明書のとおりである。

山口河川国道事務所管内 河川区域内竹木伐採公募説明書

1. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ① 自ら竹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 暴力団の構成員でないこと。

【法人の場合】

- ① 自ら竹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2. 手続き等

① 提出書類

公募説明書に添付の応募様式(別添-1)を郵送、FAX、メール等により提出すること。

応募に際しては現地及び許可条件を確認のうえ、提出すること。

なお、応募様式に記載された氏名等の個人情報については、申請者の選定結果の通知及び選定後の連絡のみに使用する。

② 提出期限

平成29年 1月30日(月)まで

受付時間:9:00~17:00(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)

③ 提出先

山口河川国道事務所 河川管理課 (専門職または河川管理係長)

電話 0835-22-1890
FAX 0835-22-6705
メール yamaguchi@cgr.mlit.go.jp

3. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件等があると判断した者を採取者として選定する。なお、選定は原則先着順とし、応募者数が多数の場合は選定されない場合もある。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

4. 選定結果の通知

選定結果については応募者へ郵送、FAX、メール等により通知を行う。

通知は平成29年 2月 1日(水)を予定している。また、選定結果については当事務所のホームページで公表する。

5. 採取区域と樹種等の情報

別添-2「竹木等採取予定箇所図」のとおり

樹種:主に竹、ほかに雑木(ヤナギ等)

6. 採取時期

平成29年 2月 8日(水)から平成29年 2月28日(火)まで

7. 採取にあたって実施すべき安全対策等

- ① 伐採、積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めること。
- ② 排水樋門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧すること。
- ③ 伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- ④ ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。
- ⑤ 伐採後持ち帰る竹木については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。

8. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の 取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ② 河川管理者は、許可受け者が竹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は採取した竹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに佐波川出張所に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者に起因する河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づき許可受け者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該許可受け者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

- ④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、ただちに停止すること。

なお、停止に伴う費用は無償とする。

9. 河川法の許可手続

本竹木採取に選定された者は、当該竹木の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請を行うこと。(別添-3、許可申請書による)

10. 河川法の許可取り消し

河川法第25条による許可は、同法第75条第1項及び第2項の各号に該当する場合は、取り消すことがある。

11. 河川法第25条の許可に際し付す許可条件

別紙、許可条件のとおり。

12. 河川法第25条の許可を受けたものは、本竹木の採取に係る河川法第32条第1項に基づく採取料徴収について、別途山口県知事が定める採取料を納付しなければならない場合がある。

なお、今回の採取料については「免除」される見込みである。

13. 問い合わせ先

応募手続きについては、2. 手続き等③提出先と同じ。

現地に関する問い合わせ先については、次のとおり。

〒747-0056 山口県防府市古祖原18-43

国土交通省中国地方整備局

山口河川国道事務所 佐波川出張所

電話 0835-22-0898

FAX 0835-22-8811

14. スケジュール

- | | |
|----------|--|
| ①応募受付期間 | 平成29年 1月16日(月)～平成29年 1月30日(月)
別添-1応募様式により応募 |
| ②選定結果の通知 | 平成29年 2月1日(水) |
| ③河川法の申請 | 選定結果通知後 ただちに提出
別添-3許可申請書により申請 |
| ④許可書の発行 | 平成29年 2月 7日(火)予定 |
| ⑤伐採作業期間 | 平成29年 2月 8日(水)～平成29年 2月28日(火) |
| ⑥着手時 | 着手届(許可条件様式1)提出 |
| ⑦完了時 | 完了届(許可条件様式2)提出 |

15. その他

- ① 応募区画が応募者の認識している場所と一致しているかなど、地図又は図面等により正確に確認すること。
- ② 採取場所については、河川管理者において調整し指定する。
- ③ 採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではないが、当該種類又用途に疑義がある場合(採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など)には、採取の妥当性を正確判断することができないため確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。
- ④ 採取後の使用においては、自己の責任において行うものとする。
- ⑤ 採取後の竹木は、営利を目的として使用できるものとする。
- ⑥ 次に該当する場合は、以後の公募において申請者の選定から除外する場合がある。
 - a. 採取者の選定をされた後に辞退した場合
 - b. 河川法25条の許可を取り消された場合
 - c. 採取不履行と考えられる場合

別添-1 応募様式

平成 年 月 日

山口河川国道事務所長 殿

<応募者>

氏 名: _____ 印

住 所: _____

電 話 番 号: _____

メールアドレス: _____

(所有者のみ)

平成29年 1月16日付けで公募された「山口河川国道事務所管内河川区域内竹木伐採」について応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 応募区域 ※いずれかの項目の□にレ点を記入し、一部の場合は希望面積を記入願います。

全て 約3,500㎡

一部 _____㎡

※応募区域が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

※一部区域の応募の場合は、図面に希望箇所を明示して提出願います。

2. 採取を希望する河川産出物(竹木等)の種類: _____

3. 採取を希望する河川産出物(竹木等)の用途: _____

※営利目的で採取を希望される場合はその旨も記載して下さい。

4. 採取に関する計画

作業予定期間： 月 日～ 月 日(のうち 日間)を予定

作業実施者： 一日あたり 人で実施予定

伐開・搬出方法： による伐開、 による搬出

5. 採取を実施する工程※ 任意の様式にて提出願います。

6. 過去の応募・申請・許可受け実績※ 該当する項目の□にレ点を記入し、年月を記入願います。

過去の応募実績 : □なし □あり 平成 年 月

過去の申請実績 : □なし □あり 平成 年 月

過去の許可受け実績: □なし □あり 平成 年 月

7. 安全対策等の実施の有無※ 実施する全ての項目の□にレ点を記入願います。

清掃

交通整理

その他()

8. 参加資格の合致状況※【法人の場合に限ります】

該当する全ての項目の□にレ点を記入願います。

公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

直近1年間の税を滞納している者ではない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

別添－2 竹木等採取予定箇所図

所在地 : 山口県山口市徳地伊賀地西大津地先
 竹木の種類 : 主に竹、ほかに樹木(ヤナギ等)



許 可 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通省中国地方整備局長 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

印

連絡先

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(乙の3)

(河川の産出物の採取)

1. 河川の名称

一級河川佐波川水系佐波川

2. 採取の目的

公募伐採による竹木伐採

3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積

場所：山口県山口市徳地伊賀地西大津地先（右岸20k000～20k400付近）

面積：約3,500㎡

4. 河川の産出物の種類及び数量

種類：

数量：

5. 採取の方法

6. 採取の期間

自 平成29年 2月 8日

至 平成29年 2月 28日

申請書（乙の3）の記入例

(乙の3)

(河川の産出物の採取)

1. 河川の名称

一級河川佐波川水系佐波川

2. 採取の目的

公募伐採による竹木伐採

3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積

場所：山口県山口市徳地伊賀地西大津地先（右岸20k000～20k400付近）
面積：約3,500㎡

4. 河川の産出物の種類及び数量

種類：竹木（〇〇）

数量：約〇本

←記入例：竹木（ヤナギ） 約5本
※樹木の種類はわかる範囲で結構です
※本数は伐採予定本数

5. 採取の方法

〇〇による

←記入例：チェーンソーによる
※伐採・採取に用いる機械・器具を
記入して下さい

6. 採取の期間

自 平成29年 2月 8日
至 平成29年 2月 28日

4. と5. 以外はあらかじめ記載されている
とおりであり、記入する必要はありません。

許可条件

第1条 許可を受けた者が自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第2条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合にはその事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき
- (2) 許可を受けた行為を廃止したとき
- (3) 天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することが出来なかった時

第3条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、佐波川出張所長(以下「出張所長」という)の指示に従い30日以内に許可を受けた者の負担において、機械設備及び仮設備等の撤去、運搬路等を原状に復し、出張所長の検査を受けること。

なお、検査によって、履行状況の不足や許可条件が守られていないことが確認された場合には、必要に応じて許可を受けた者に指導を行うので是正を行うこと。また、指導を行っても是正されない場合には、許可を取り消すことがある。

第4条 許可を受けた者が採取に着手するときは、別紙(様式1)により出張所長に事前に届出し、かつ採取中は出張所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙(様式2)により速やかに報告し出張所長の確認を受けること。

なお、本条は採取者が法人の場合に適用する。

第5条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに出張所長に報告すること。

第6条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第7条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第8条 主要地方道防府徳地線から採取箇所への進入路を使用することができるが、安全対策については、許可を受けた者が責任を持って実施すること。

第9条 出張所長が河川管理上必要と認めてする指示に従うこと。

第10条 伐採箇所までの必要な措置(除草等)については、許可を受けた者が行うこと。

第11条 伐採後の樹木(幹)の高さを、地上から概ね30cm以下(根株含む)とすること。

第12条 枝葉等を持ち帰らない場合は、現場に設置した集積場所へ運搬すること。

第13条 許可を受けた者が許可条件を遵守しないときは、今後募集する河川内樹木の伐採について許可を行わない場合がある。

(様式1)

平成 年 月 日

佐波川出張所長 殿

申請者

住 所

氏 名

着 手 届

下記のとおり着手するので届け出ます。

記

1. 着手年月日
2. 許可年月日
及 び 番 号
3. 河川の名称 佐波川水系佐波川
4. 採取の場所
5. 採取の期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
6. 緊急時の
連 絡 先

注)採取着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

(様式2)

平成 年 月 日

佐波川出張所長 殿

申請者

住 所

氏 名

完 了 届

下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 完了年月日
2. 許可年月日
及 び 番 号
3. 河川の名称 佐波川水系佐波川
4. 採取の場所
5. 採取の期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
6. 確 認 希 望
連 絡 先
7. 摘 要 竣工図書として、状況写真(着工前、施工中及び完了後)及び、
その他必要な資料を添えて提出すること。